

ウィズカレッジ事業等業務委託に関する参加表明及び企画提案を求める公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり企画提案を募集する。

令和7年4月15日

岡山県男女共同参画推進センター所長 立岡 しのぶ

1 企画提案に付する事項

(1) 業務名

ウィズカレッジ事業等

(2) 業務内容

ア ウィズカレッジ事業

業務委託仕様書1のとおり

イ 女性のキャリア形成応援事業

業務委託仕様書2のとおり

ウ 男女共同参画ゼミナール事業オンライン配信業務

業務委託仕様書3のとおり

エ 推進月間記念講演事業オンライン配信業務

業務委託仕様書4のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

(4) 委託金額

金6,166,270円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）

- ・ウィズカレッジ事業 : 金2,197,800円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・女性のキャリア形成応援事業 : 金3,610,970円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・男女共同参画ゼミナール事業オンライン配信業務 : 金198,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・推進月間記念講演事業オンライン配信業務 : 金159,500円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

企画提案の参加者は次の要件のすべてを満たすこと。

- (1) 過去3年以内に、講演等の企画運営に関する業務について、国、県又は地方公共団体との契約実績を有し、誠実かつ確実に契約を履行した実績があること。
- (2) 岡山県内に本店、支店又は主たる事務所を有する法人であること。
- (3) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、経理事務を確実に処理できる

体制が整備されていること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 委託契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県男女共同参画推進センター（以下「ウィズセンター」という。）

住 所 〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ6階

電 話 086-235-3307

FAX 086-235-3306

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 企画提案参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

本告示の日から令和7年5月1日（木）まで

ただし、日曜日及び月曜日を除く午前9時30分から午後5時までとする。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、ウィズセンターのホームページ

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/187/>

からダウンロードすることもできる。

(2) 企画提案参加資格確認申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出書類（原本1部）

- ① 企画提案参加資格確認申請書（様式1）
- ② 過去3年以内の講演等の企画運営に関する事業実績説明書（様式2）
- ③ 提出者の直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計画書又はこれらに類する書類
- ④ 「会社概要」「団体案内」等、応募者の事業内容の概要がわかるもの
- ⑤ 県税納税証明書（県徴収金等の滞納がないことの証明）
※⑤については、提出日前3ヶ月以内のものに限る。
- ⑥ 暴力団の排除に係る誓約書（様式3）

イ 提出期限

令和7年5月1日（木）午後5時まで

ウ 提出場所

上記3の場所に同じ

エ 提出方法

持参の場合は、日曜日及び月曜日を除く午前9時30分から午後5時まで受け付ける。

郵送等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便で、書留郵便、その他これに準じる方法に限る。）による場合は、上記イの提出期限までに必着とする。

(3) 企画提案参加資格要件の審査

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和7年5月9日（金）までに「参加資格不適合通知書」により結果を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

(4) 企画提案についての質問の受付及び回答

ア 受付期間

本告示の日から令和7年5月9日（金）まで

ただし、日曜日及び月曜日を除く午前9時30分から午後5時までとする。

イ 受付方法

「仕様等に関する質問・回答書」（様式4）をFAXで上記3に送信すること。

送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

電話又は口頭による質疑には、応じない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和7年5月10日（土）正午までに、ウィズセンターのホームページに随時掲載する。なお、この回答は、仕様書の追加又は修正とみなす。

エ その他

選考に関し、業務委託仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 企画提案

(1) 企画提案事項

ア 業務に当たっての基本的な考え方及びその実現方法

イ 業務を効果的に進めるための方策と計画、期待される効果、目標数値及び目標達成に向けた具体的な工夫

ウ 業務の遂行に必要な執行体制

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

① 企画提案書の提出について（様式5）

② 企画提案書

その他企画提案内容を説明するために必要な書類

（様式は任意とし、A4判片面使用とする。縦横自由。枚数制限なし。）

③ 経費見積書（様式 6）

見積書の内訳は、項目ごとにできる限り詳細に記載すること。なお、消費税は 10%として積算すること。

イ 提出部数

正本 1 部、副本 3 部

ウ 提出期限

令和 7 年 5 月 1 4 日（水）午後 5 時まで

エ 提出場所

上記 3 の場所に同じ

オ 提出方法

持参の場合は、日曜日及び月曜日を除く午前 9 時 3 0 分から午後 5 時まで受け付ける。

郵送等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便で、書留郵便、その他これに準じる方法に限る。）による場合は、上記ウの提出期限までに必着とする。

7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

複数の選考委員で構成する審査会において、別に定める審査基準に基づき、上記 6 の企画提案書の内容を書面審査し、契約の相手方を選定する。

(2) 審査結果

審査後、速やかに書面により通知する。

(3) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された企画案を基本として当該事業者と岡山県との協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(4) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和 6 1 年岡山県規則第 8 号）第 1 5 3 条及び第 1 5 5 条の規定による。

(5) その他

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

(1) 企画提案に参加する資格のない者及び上記 5 の (2) のイの期限までに所定の企画提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき

(2) 提案書が、上記 6 の (2) のウの提出期限を越えて提出されたとき

(3) 積算内訳書が、仕様書の条件を満たさないとき

(4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき

(5) 提案者が、上記 2 に定める企画提案に参加できる者の資格を喪失したとき

(6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき

9 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出する提案書は、企画提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 資格申請書の応募、提案書の作成に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出された書類は、岡山県情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）に基づき開示することがある。ただし、個人情報及び企業の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報は非公開とする。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) 審査経過については公表しない。
- (9) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約締結に係る経費は、全て受託者の負担とする。